

令和7年度 建設業講習会

項 目
盛 土 規 制 法 関 係 資 料
建 設 業 許 可 関 係 資 料
経 営 事 項 審 査 関 係 資 料
建設工事等入札参加資格審査申請関係資料
労働安全衛生法令遵守関係資料
建設業法令遵守関係資料
公 契 約 条 例 関 係 資 料

令和7年11月

愛知県都市・交通局
都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>

○ 盛土規制法関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課

盛土対策室 盛土規制グループ

電話 052-954-6119

○建設業許可関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課

建設業・不動産業室 建設業第二グループ

電話 052-954-6503

○経営事項審査関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課

建設業・不動産業室 建設業第一グループ

電話 052-954-6502

○建設工事等入札参加資格審査申請関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県建設局土木部建設総務課 契約第一グループ

電話 052-954-6608

○労働安全衛生法令遵守関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知労働局労働基準部 安全課

電話 052-972-0255

○建設業法令遵守関係資料に関するお問い合わせ先

…国土交通省中部地方整備局建政部 建設産業課

電話 052-953-8572

○公契約条例関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ

電話 052-954-6653

土地所有者の責務

- ・規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等（※）がその土地を安全な状態に維持する必要があります。
- ・土地所有者等が認知していない盛土等があっても、周辺の安全確保のため、土地所有者等に是正命令が行われる場合もあります。
- ・盛土等による災害を防止するため、自らの土地を安全に維持管理することが非常に重要です。

※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

危険な疑いのある盛土等の早期発見のために

災害につながる危険な盛土等を早期に発見し、適切に対応するため、盛土等の情報提供窓口を設けています。

下記のような危険な疑いのある盛土等を発見した場合は、ウェブページの情報提供窓口より情報をお知らせください。

危険な疑いのある盛土等

- ・盛土に大きなひび割れがある
- ・擁壁に大きな亀裂が入っている
- ・工事看板が無く、盛土等を行っている
- ・付近に大量の土砂が運び込まれている など



パソコンやスマートフォンなどで情報をお知らせください

申請書の提出先及び審査担当

盛土等の所在地により、提出先及び審査担当が異なります。

盛土等の所在地						
津島市	蒲郡市	常滑市	江南市	新城市	知多市	尾張旭市
高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	愛西市	清須市	北名古屋市
弥富市	みよし市	あま市	長久手市	東郷町	豊山町	大口町
扶桑町	大治町	蟹江町	飛島村	阿久比町	東浦町	南知多町
美浜町	武豊町	幸田町	設楽町	東栄町	豊根村	
提出先			審査担当			
各市町村の盛土担当課			愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 盛土対策室 (事前相談はこちらへ)			

盛土等の所在地		
瀬戸市	春日井市	小牧市
犬山市	稲沢市	半田市
東海市	大府市	西尾市
碧南市	刈谷市	安城市
知立市	豊川市	田原市
提出先 及び 審査担当		
各市の盛土担当課 (事前相談はこちらへ)		

※各市町村の盛土担当課については、ウェブページをご覧ください。

問合せ先

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 盛土対策室
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 電話：052-954-6119
URL：https://www.pref.aichi.jp/site/morido/



政令指定都市・中核市における盛土等

それぞれの基準に基づき運用していますので、問合せは下に記載の窓口へお願いします。

盛土等の所在地	問合せ窓口			連絡先
名古屋市	名古屋市	住宅都市局	開発指導課	052-972-2733 (土地の形質の変更) 052-972-4222 (土石の堆積)
豊橋市	豊橋市	建設部	建築指導課	0532-51-2585
岡崎市	岡崎市	都市政策部	建築指導課	0564-23-6253
一宮市	一宮市	建築部	建築指導課	0586-28-8646
豊田市	豊田市	都市整備部	開発調整課	0565-34-6744

～盛土等による災害を防ぐために～ 愛知県で盛土規制法の運用が始まります

危険な盛土等を規制する新たな法律

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が定められました。

愛知県（政令指定都市、中核市を除く）では、

2025年5月9日 より盛土規制法に基づく運用を開始します。

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要となります。

盛土規制法の概要

■規制区域の指定

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

■安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要となります。

■盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務があります。



盛土規制法に基づく規制について

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要となります。
盛土規制法に基づく手続きについては、ウェブページの手引や設計指針をご覧ください。
※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。

許可・届出対象となる盛土等の規模

宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

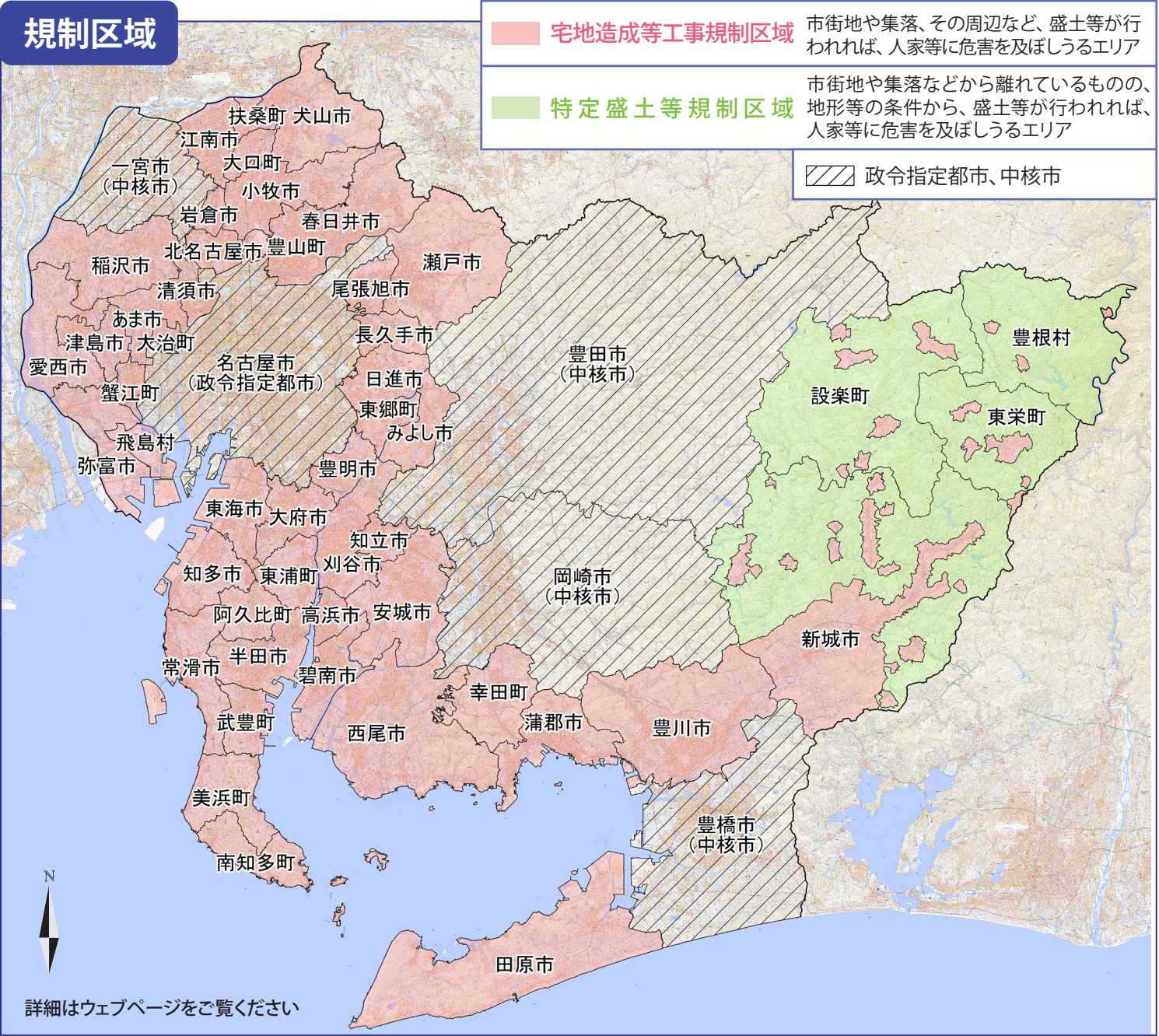
区域	行為	許可対象の規模		
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)
		④ 盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤ 盛土または切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの (①～④を除く)	
	土石の一時的な堆積			
		⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの (⑥を除く)	
区域	行為	許可対象の規模	届出対象の規模	
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが 2m超 1m超 の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 5m超 2m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、 高さが 5m超 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)
		④ 盛土で高さが 5m超 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤ 盛土または切土をする土地の面積が 3,000㎡超 500㎡超 となるもの (①～④を除く)	
	土石の一時的な堆積			
		⑥ 最大時に堆積する高さが 5m超 2m超 かつ面積が 1,500㎡超 300㎡超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 500㎡超 となるもの (⑥を除く)	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

適用除外となる盛土等

- 盛土規制法の適用除外となる盛土等について、主なものを示します。
- ・道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等
 - ・国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行うもの
 - ・工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの
- 上記以外にも適用除外となる盛土等があります。詳細はウェブページをご覧ください。

規制区域



許可申請から工事完了までの流れ

